

参考資料

保険診療と個別指導（歯科）

第2回

診療録記載

厚生労働省東北厚生局

2022年〇月〇日

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

診療録記載

診療録記載が義務である根拠

保険医療機関及び保険医療養担当規則第22条（診療録の記載）のほか、歯科医師法等

療養担当規則第22条（診療録の記載）

保険医は、患者の診療を行った場合には、**遅滞なく**、様式第一号又はこれに準ずる様式の診療録に、当該診療に関し必要な事項を記載しなければならない。

歯科医師法第23条（診療録の記載及び保存）

歯科医師は、診療をしたときは、**遅滞なく**診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

前項の診療録にあつて、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その歯科医師において、五年間これを保存しなければならない。

※歯科医師法23条違反は記載、保存どちらも50万円以下の罰金（同法31条の2）

歯科医師法施行規則第22条（診療録の記載事項）

- 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- 病名及び主要症状
- 治療方法（処法及び処置）
- 診療の年月日

診療録記載

診療報酬請求の根拠は診療録にある。

遅滞のない適切な記載

- 診療録の標準様式（療養担当規則第22条，**様式第1号**）^{※P4参照}

整備・保存

- 診療録：完結の日から**5年間**
- その他の記録：完結の日から**3年間**（療養担当規則第9条）



紙媒体、電磁的記録いずれの形式でも可能

※医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」

に準拠すること。

※R4年3月時点の最新ガイドライン

※P14参照

診療録記載：注意点

原則

事実に基づいて必要事項を十分に記載する。

診療録記載時の注意点

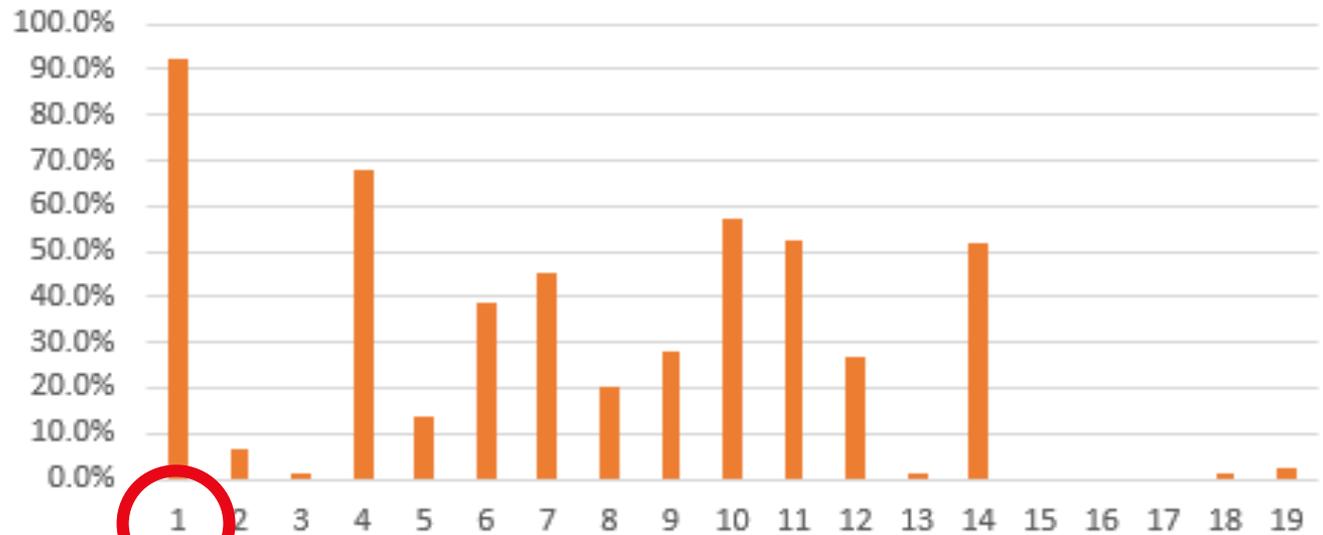
- 診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行う。
- 記載はインクまたはボールペン（鉛筆は不可）。
- 訂正は訂正前の文字が見えるように二重線で行う。
- 読み取れる字で書く。
- 複数の歯科医師が同一の患者を診察する場合は、責任の所在を明確にするため、診療行為を行うごとに診察した歯科医師の署名又は記名押印する。
- 傷病名を所定の様式に記載し、絶えず整理する。

診療録記載：指導における主な指摘事項の傾向

令和3年度に東北6県で実施した歯科の個別指導と新規個別指導で、診療録等に関する指摘は約90%の保険医療機関に対して行った。

- | | |
|----|------------|
| 1 | 診療録等 |
| 2 | 初・再診料 |
| 3 | 入院料等 |
| 4 | 医学管理等 |
| 5 | 在宅医療 |
| 6 | 検査 |
| 7 | 画像診断 |
| 8 | 投薬 |
| 9 | リハビリテーション |
| 10 | 歯周治療 |
| 11 | 処置 |
| 12 | 手術 |
| 13 | 麻酔 |
| 14 | 歯冠修復及び欠損補綴 |
| 15 | 歯科矯正 |
| 16 | 病理診断 |
| 17 | その他 |
| 18 | 保険外併用療養費 |
| 19 | 保険外診療 |

指摘があった保険医療機関の割合
(保険診療等に関する事項)



診療録記載：指導における頻出指摘事項①

頻出指摘事項

東北6県の歯科保険医療機関において共通して認められる要改善事項

診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容

- 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見及び歯式について記載がない又は不十分である。

診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容

- 症状、所見、診療方針、診療月日、部位、点数、一部負担金徴収額、処置内容について記載がない、不十分である又は画一的である。

診療録記載：指導における頻出指摘事項②

頻出指摘事項

東北6県の歯科保険医療機関において共通して認められる要改善事項

診療録の記載方法、記載内容

- 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を**十分に記載**すること。
- 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
- 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。
- 診療行為の手順と異なった記載がある。
- 行間を空けた記載がある。
- 療法・処置欄への1行に対し複数行の記載がある。
- 判読困難な記載がある。

歯科技工指示書に記載すべき内容

- 使用材料の不備

診療録記載：不適切な記載例②

診療録記載のルールに則り、診療の流れや経過が分かるように記載する。また、保険診療における算定要件に関する記載は遺漏なく行う必要がある。

歯科診療の流れが不明な点

月日	部位	療法・処置	点数	負担金 徴収額
7 / 1		初診料	261	
		歯科外来等感染症対策実施加算	5	
		主訴：右の奥歯が痛む	—	
		歯科疾患管理料	80	
		歯科衛生実地指導1 歯科衛生士(▲) 9:00~9:15	80	
	<small>7654321 1234567 7654321 1234567</small>	パノラマ(デジタル)	402	
	6上	デンタル(デジタル) C3	38	
		抜随(3根管)	596	

- 主訴に対する、検査、診断、治療方針の記載がない。
- 歯科衛生実地指導1が唐突に行われている。
- X線写真に対する所見や右上6に対する現症等の記載なく、抜随を行っている。



現症や検査結果から診断を行い、歯科医学的に妥当適切な歯科診療が行われていることが分かるように記載する必要がある。

診療録記載：記載例

診療録記載の一例（根管治療を行う場合）

月 日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収額
7 / 1		初診料	261	
		歯科外来等感染症対策実施加算	5	
	6	主訴：1週間前から食事時に右上の奥歯が痛んでいたが、	—	
		今は何もしていなくても痛む。	—	
		既往歴：検診等で問題となる事項はない。	—	
		服用薬（－）、アレルギー（－）、HBV等（－）		
		現症：右上6番の咬合面から近心面に大きなう窩あり。		
		打診痛（±）、冷水痛（+）、温熱痛（+）、咬合時痛（+）	—	
		画像所見：X-Ray（D）（デジタル）	58	
		歯髄に達する透過像あり。根尖部に透過像なし。	—	

治療の流れに関する記載

診療録記載：記載例

診療録記載の一例（根管治療を行う場合）

		歯槽骨に水平性の骨吸収あり。	—	
		診断：急性単純性歯髄炎、慢性歯周炎（中等度）		
		治療方針：右上6歯内療法、その他、歯石沈着や歯肉発赤		
		を認めることから、歯周疾患に関する検査後、決定する。		
	算定要件に関する記載	処置：OA（表面麻酔薬名） 局所麻酔薬名 Ct1.8ml	—	
		抜随（3根管）	596	
		EMR（3根管）MB根23mm、DB根22mm、P根28mm	60	
		根管孔直上の歯質から計測、根尖孔到達（#15）。		
		水酸化カルシウム（使用薬剤）貼薬	—	
		EZ 仮封	—	

➤ あくまでも記載例であり、個々の症例や算定要件に応じた記載をしてください。

診療録記載：電子カルテ

電子カルテに求められる条件

医療情報の電子化：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版」に準拠すること

※R4年3月時点の最新ガイドライン

見読性の確保

必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにすること。

真正性の確保

電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること。

保存性の確保

電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること。

医療情報システム（電子カルテ等）の注意点

- 使用前にログアウトの状態であることを確認。
- 長時間離席する際には、ログアウト、クリアスクリーン等の対策を実施する。

診療録記載：電子カルテ

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版」 ※R4年3月時点の最新ガイドライン

個人情報保護に資する情報システムの運用管理、個人情報保護法への適切な対応等について示したガイドライン。

近年のサイバー攻撃の手法の多様化・巧妙化、情報セキュリティに関するガイドラインの整備、地域医療連携や医療介護連携等の推進、クラウドサービス等の普及等に伴い、医療機関等を対象とするセキュリティリスクが顕在化していることへの対応として、情報セキュリティの観点から医療機関等が遵守すべき事項等の規定を設けるなど所要の改定を行い、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」が策定された。

● 参考

- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版（令和4年3月）」（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（平成17年3月31日医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号）
- 診療録等の電子媒体による保存について（平成11年4月22日健政発第517号・医薬発第587号・保発第82号）
- 診療録等の保存を行う場所について（平成14年3月29日医政発第0329003号保発第0329001号）